四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　丹住谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地の存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十一年内務省告示第五百四十七号及び平成二十年国土交通省告示第三百十四号で指定した土地の区域を除く。）
京都府京都市左京区八瀬秋元町
二二一番一　十二号及び十三号
二二一番一地先道路敷　十一号
二二三番　十四号
二二四番　十五号
二二六番二　八号
二二九番地先道路敷　九号及び十号
二三〇番　四号
二三五番　十六号
二五七番　五号
二五九番　六号及び七号
二六四番　二号
二六五番地先道路敷　三号
二七二番　一号

○国土交通省告示第四百四十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年四月三日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称　鹿島興産株式会社
二　主たる事務所の所在地　兵庫県高砂市春日野町二番六十号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第四百四十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年四月三日に次のとおり認定したので、第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称　鹿島興産株式会社
二　主たる事務所の所在地　兵庫県高砂市春日野町二番六十号
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第四百四十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年四月三日に次のとおり認定したので、第四十一条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称　株式会社平中央自動車学校
二　主たる事務所の所在地　福島県いわき市内郷小島町天ノ田十五番地の二
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第四百四十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年四月三日に次のとおり認定したので、第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称　株式会社平中央自動車学校
二　主たる事務所の所在地　福島県いわき市内郷小島町天ノ田十五番地の二
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○海上保安庁告示第九十三号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年四月十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　徳山下松港N－七埋立工事A灯浮標
位置　所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の南南東方約二五〇メートル）
北緯　三四－〇二－五二
東経　一三一－四四－三八
廃止年月日　平成二十五年三月二十二日

名称　徳山下松港N－七埋立工事B灯浮標
位置　所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の南南西方約三七〇メートル）
北緯　三四－〇二－四八
東経　一三一－四四－三三
廃止年月日　平成二十五年三月二十二日

名称　徳山下松港N－七埋立工事C灯浮標
位置　所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の南南西方約五四〇メートル）
北緯　三四－〇二－四四
東経　一三一－四四－二八
廃止年月日　平成二十五年三月二十二日

名称　徳山下松港N－七埋立工事D灯浮標
位置　所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の南方約六二〇メートル）
北緯　三四－〇二－四〇
東経　一三一－四四－一四
廃止年月日　平成二十五年三月二十二日

名称　徳山下松港N－七埋立工事E灯浮標
位置　所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の南南西方約七三〇メートル）
北緯　三四－〇二－三七
東経　一三一－四四－二八
廃止年月日　平成二十五年三月二十二日

名称　徳山下松港N－七埋立工事F灯浮標
位置　所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の南南西方約八三〇メートル）
北緯　三四－〇二－三七
東経　一三一－四四－一八
廃止年月日　平成二十五年三月二十二日

名称　徳山下松港N－七埋立工事G灯浮標
位置　所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の南南西方約九九〇メートル）
北緯　三四－〇二－三八
東経　一三一－四四－〇八
廃止年月日　平成二十五年三月二十二日

名称　徳山下松港N－七埋立工事H灯浮標
位置　所在地　山口県徳山下松港第三区（西ノ島三角点の西南西方約一・〇キロメートル）
北緯　三四－〇二－四三
東経　一三一－四四－〇三
廃止年月日　平成二十五年三月二十二日

○海上保安庁告示第九十四号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年四月十六日

海上保安庁長官　北村　隆志